

特250

698

茂森唯士 著

危機線上の我が北方權益

北樺太利權を護れ！

日蘇通信社版



0010007000

0010007-000

特250-698

北樺太利權を護れ！

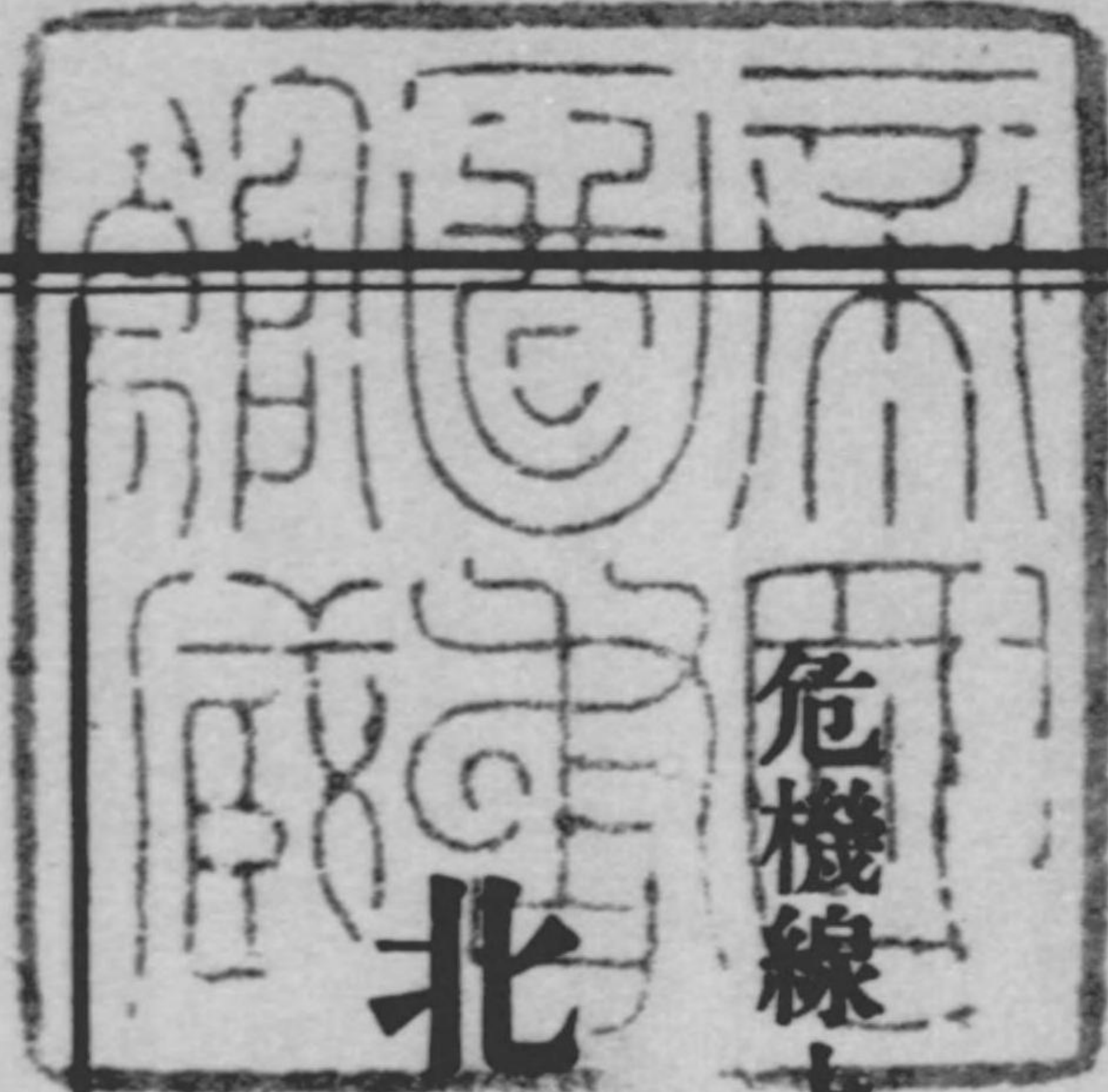
茂森唯士・著

日蘇通信社

昭和13

ABJ

特 250
698



危機線上の我が北方權益

北樺太利權を護れ！

茂森唯士著

發行所寄贈本

日蘇通信社版



日 本 領 事 館 印

北 樺 太 利 權 企 業 之 絶 滅 ！



北 樺 太 利 權 企 業 之 絶 滅 ！

日 本 領 事 館 印

は し が き

日本は日獨防共協定や日伊防共協定で、對ソ外交に明確な一線を劃し、對ソ強硬方針に轉じたと言はれてゐる。

然しながら、現實の日ソ關係に於て、強硬態度に猛り狂つてゐるものは、日本でなくてソ聯である。日ソ漁業條約の正式調印はすでに二年にわたつてソ聯により拒否され、暫定協定で局面を糊塗されてゐる。又北樺太利權企業に對するソ聯の無慈悲にして酷烈なる彈壓は、愈々深刻を極めてゐるが、之はもう利權苛めの域を越え、利權企業の絶滅を直接の目的としてゐることが明瞭だ。日ソ基本條約の完全なる違反、對ソ經濟權益の徹底的な蹂躪！日本の領事館はソ聯から強壓的に閉鎖されるし、抗日支那に對しては公然ソ聯の武器が大量提供されてゐる。かゝる對日強硬方針は、ソ聯が日ソ即戦を決意してゐるためではなくて、日本に未だ對ソ即

戦の決意がないと嘗め切つてゐるためであらう。怪しからぬ話である。

ソ聯の反日強硬方針の最も深い惨害を蒙つてゐるものは、北樺太石油、石炭の二大利権企業である。利権企業は満身創痍だ。その辯日本人は、北樺太利権の運命について知るところ極めて少い。これは非常時國民の態度として黙認しがたい。

そこでこゝには利権發生の根據、利権企業の意義、ソ聯の彈壓の具體的實例、なぜかゝる事態が發生したかの突込んだ批判、全般的な日ソ危機との相互關係等について解説し、日本人としての斯くあるべき決意を申し述べた。この小冊子によつて日ソ時局の一重要因子である北樺太利権への國民の理解が、促進されんことを希望してやまない。(著者)

目次

- 一、 尼港事件の血で購つた權益……………一
- 二、 國交恢復の重要條件は是れだ……………二
- 三、 北樺太利権企業の國家的意義……………七
- 四、 ソ聯抗日政策の槍玉に……………一四
- 五、 北樺太石油への暴壓の實例……………二〇
- 六、 北樺太石炭利権は危機に頻す……………二四
- 七、 盗人猛々しきソ聯への反駁……………三三
- 八、 我對ソ利権絶滅がソ聯の意圖……………三六

- 九、防共協定への大糞的報復…………… 四五
- 十、日獨スバイの政治的詐術も一因…………… 四六
- 十一、ソ聯は對日戦争を怖れてゐる…………… 四九
- 十二、隱忍自重はもう十分だ…………… 五三
- 十三、斷乎として北樺太の權益を護れ！…………… 五四

一 尼港事件の血で購つた權益

時は極北の天地が未だ深い氷雪に鎖ざされたる大正九年の春であつた。黒龍江口のニコラーエフスク(通稱尼港)において、わが七〇〇名の同胞が、突如として襲來せる鬼畜の如きボリシエヴィキー・バルチザン部隊の慘虐なる殺戮に遭ひ、アムールの氷をからくれなゐに染めたのは。この尼港慘劇の國民的憤激の深さは、今尙ほ我々の腦裡に烙きついて離れないものがある。日本軍はこの尼港事件の解決に對する保障の意味において、大正九年北樺太を占領した。同地には大正八年から、我が日石、三菱、久原、大倉、寶田の五社提携にかゝる企業團體北辰會がすでに油田の開發に着手し、又三菱外五社より成る薩哈噠企業組合によつて石炭採掘も着手されてゐたが、これが今日の北樺太石油會社及び、北樺太鑛業會社の前身であつた。極北

開發の使命をもつて生れた二つの企業は、日本軍の保障占領以來、その保護下に困難なる地理的條件と闘ひ、處女地の開拓に進んで來たのである。

二 國交恢復の重要條件は是れだ

大正十四年一月、日本は米國その他に遙かに先んじ、又國內一部の反對輿論を退けて、何故にソヴェート政府を正式承認したか！ 日ソ兩國はどうして北京において握手し、新しい國交の道に踏み進んだか？ ソ聯と實際を始むれば、その交際を巧みに利用して共產主義の宣傳、日本國家の赤化を計られるといふことは覺悟しなければならぬのに、それをしも忍んで赤露を承認したについては素より相當の理由がなければならぬ。この理由の中で最も現實的且つ切實なものは、それまで宙ぶらりんになつてゐた我が露領漁業權を、ソヴェート政府をして確認の太鼓判を押させるとい

ふことがその一つ。又北樺太の保障占領を解き、尼港慘虐事件の代償的意味を含めて、北樺太の石油、石炭開發事業を、明確なる日本人の權益として法律的にソ聯政府に承認せしむるといふことが、又他の重要なる條件をなしたのである。このことは東京、北京等に於ける日ソ復交交渉の過程に十分に織りこまれてゐたところであり、又日ソ基本條約それ自身がその條文中に明記してゐるところである。

即ち漁業權については、日ソ基本條約の第二條及び第三條がこれを完全に法文化し、北樺太二大利權については、基本條約第六條及び議定書乙（卷末參照）が、明確に法文化してゐるところである。自國內に日本の國家的權益の嚴存を、公然と基本條約の形で認めるといふことは、ソヴェート政府の決して喜ばないところで、彼はこのことを何とかして忌避せんと努めたが、遂に一は日露戰爭の結果、ポーツマス條約による日本の國家的權益

として、他は尼港事件の代償的意味を含む北樺太保障占領解除の條件として、基本條約の中に明文化し、公認せざるを得なかつたのである。こゝに我が對ソ漁業權と北樺太石油石炭二大利權の根柢の深さがあり、強味があるのである。この根據に立脚して、細目の協定がソ聯政府との間に交渉され、締結された。即ち大正十四年十二月調印の北樺太石油利權契約及び北樺太石炭利權契約と、昭和三年一月締結の日ソ漁業條約がそれである。我が對ソ漁業權が、日露戰勝、ポーツマス條約の結果獲得されたといふことは、日本人の間に遍く知れ渡つてゐる。だが北樺太の石油石炭利權については、それが尼港事件の血の代償であり、日ソ基本條約の基礎に立つた、換言すれば日ソ復交の基本的條件の一をなすといふことを知らない者は決して少くないのである。迂濶な者は北樺太の二大利權企業を、一九二二年以來レーニンの政策となつた單なるソ聯政府の對外利權讓渡政策の結果に依る

もののやうに考へてゐるらしいが、北樺太二大利權は、前記の如き特殊の理由に基くもので、一般利權法に基くものより遙かに根柢の深いものである。

されば、ソ聯政府の利權讓渡政策が、一九二八年第一次五ヶ年計畫開始と共に重要變更を加へられ、國內資源の自力開發に轉じ來つたため、英、米、獨、佛その他各國資本家に與へられた、ソ領内數十種にわたる各種利權が、政治的壓迫や經濟的壓迫のため瞬く間に、ソ政府の手に奪取、回收され、一九三〇年の英國對ソ金鑛利權レナゴールドファイルドの清算を最後として、ソ聯利權法による是等單純なるソ領内利權企業は全部跡を斷つたのであつたが、我が北樺太の二大利權のみは、日ソ基本條約に規定され且つ尼港事件その他歴史の上に根を張つたその立脚點の深さの故に、ソ聯の一般利權法による利權と異なる特殊の權利を無視するわけに行かないのである。従つて他の一般利權企業全部を、有効期限前に強制抹殺し去つても、

北樺太のそれのみは簡単に手をつける譯にゆかず、辛くも今日に生存し來つたのである。

六

日ソ基本條約に具體的明文としては謠はれず、該條約に基礎を持つと云ふよりも、寧ろ主としてソ聯一般利權法に準據して獲得された日本人の對ソ利權は、露領林業の沿海州森林利權、田中讓等のオホツク金鑛利權を始め數種を數へるが、何れもソ聯の政治的乃至經濟的壓迫に基く操業難、採算難等のため殆んど全く日の目を見ずして、他の外國利權一般と同じく抹殺されて了つた。たゞ坂井組合による北樺太アグネオ河の石炭利權のみは、その性質が北樺太二大利權と同じく日ソ基本條約を基礎としてゐるために、回収の厄からは免れてゐたのである。が、これすら昨年九月二十八日付で重工業人民委員部から利權否認の通告を受け、同鑛區の番人である日本人今君の一家族は、同年十二月二十一日退去を命ぜられ、其の後強制的

に同所を追はれ目下住むに所なき悲惨なる窮迫のどん底に居るのである。

三 北樺太利權企業の國家的意義

我が對ソ漁業權が、日露戰勝の結果獲得されたやうに、北樺太石油石炭利權は、尼港慘虐事件に多數邦人の流した血の代償として獲得されたものである。

露領漁業が、年産三千五百萬圓以上五千萬圓の生産價値をあげ北方の海における大きな國家的權益となつてゐるやうに、北樺太二大利權企業も亦我に最も缺くる原油とコークス炭の採收、搬入によつて、我が燃料國策上、缺くことの出來ない重要權益となつてゐる。

日ソ基本條約締結後、この權益を國內的に法律化するため、大正十五年三月北樺太利權に關する勅令の公布を見、それに依據して同年六月北樺太

七

石油會社、同八月北樺太鑛業會社の創立を見るに至つたのである。

八

利權會社設立の事情はどうであつたか？ 著者が當時創業に參劃した人々について、聞知した事情は大體次の通りであつた。日ソ基本條約の附屬議定書乙に基き、日本政府は、日本軍の北樺太占領中同地で石油の採掘に従事した前記北辰會、及石炭の採掘に従事して居た薩哈噠企業組合を、北樺太に於ける利權經營の當業者として推薦することとし、時の内閣總理大臣加藤高明伯は有力事業家を招き、右石油及石炭兩會社の發起人團を組織して利權契約締結のため莫斯科に代表を派遣するやう慫慂された。

然るに時恰も世界大戰後に於ける經濟界の大恐慌に依つて、事業界は不振のどん底に沈淪した際であつたので、一般に新規會社の設立などは思ひもよらぬ事であり、殊に革命後の全く國情や主義を異にするソ國內で、ソ國法規とソ官憲の支配をうけて利權を運營することに對しては、多大の不安

があつたため、事業家は何れも會社發起人たることを一應辭退したけれども、政府當局再三の要請があつたので、遂に之を引受け石油は海軍中將中里重次氏を、石炭は三菱合資會社理事奥村政雄氏を代表とし、對ソ外交の權威であつた前ポーランド駐劄公使川上俊彦氏を兩者の最高顧問として交渉のため一九二五年七月モスクワに派遣することとなつた。

然るにソ政府は豫め細密なる契約案文を用意して居て、日本側に遮二無二之を容認させやうとした。而してソ側の主張する條件は、利權者に極めて不利なものであつて、假にソ側官憲が契約條文を利權者に有利に解釋して好意的援助の態度に出て呉れるものとしても、將來事業の經營は甚だ容易でないと思はれた。依つて折衝半歳、幾多の曲折を経た上、我代表は遂に利權契約締結を斷念するの外なきものと決意し、其の旨本國に進言した政府は右事情は十分諒としながらも、本利權が全國民を痛憤せしめた慘

九

虐なる尼港事件の賠償として獲得せられたものである關係上、どうしても契約を成立させねばならぬ立場にあつたので、將來事業經營に付ては十分な援助を與へるから、兎も角交渉を纏めて歸朝する様にと訓令され、會社發起人側からも同様趣旨の指令があつたので、代表者は右政府の趣旨を尊重し、且又附屬議定書乙のソ政府の誓約もあることであり、甚だしく不満ではあつたが、結局契約を締結した次第であつた。

是について一つの興味あるエピソードがある。右利權交渉が纏まつた時初代大使田中都吉氏は代表一行慰勞旁一夕契約成立の祝宴を設けられた。然るに契約に不満な一行は少しも心悅ばず、酒數行にして隨員の一員田坂一郎氏は即興に鴨綠江節を作つた。

曰く

徒らに獲たる利權に酔ふ勿れ

尼港に眠る英靈に

捧げて我は泣かんのみ

大正十四の年の暮

同座せる加藤五十造氏立つて朗々之を吟詠したが、一座寂として聲なく、深く悲痛の感に打たれたと云ふ。寔に利權契約の締結された大正十四年の暮のこの瞬間に、契約當事者にこの感懷があつたことは、北樺太利權の現状から見て感慨深いものがある。

爾來北樺太石油、鑛業兩社は、北樺太の冷嚴なる大自然、地理、風土の障碍と戦ひ、又ソ聯國內法の適用といふ困難なる條件と戦つて、年を経る毎に企業を發展せしめ、北の生命線開拓の重要使命を果して來た。

昭和十一年四月より十二年三月に至る最近營業年度において、北樺太石油會社の原油採取高は十五萬六千二百噸を算し、その收入六百四十一萬二

千九百圓を擧げてゐる。又北樺太鑛業會社は同じ期間に石炭二十萬餘噸を採掘し、その賣上代金三百二十四萬二千六百圓を算するに至つた。この外兩社とも現地のソ聯國營企業より石油、石炭を毎年購入してゐるので、一昨年度の内地への搬入高は、石油會社の十六萬七千四百噸、鑛業會社の二十二萬八千七百餘噸となつてゐる。

我が北樺太産油の大部分は海軍省の買上げにかゝるが、何れにしても非常時國防の血液にも譬ふべき石油資源に全く恵まれず、これを英米資本家よりの輸入に仰ぐわが日本において、北樺太石油會社の年々内地に送る十五萬噸以上二十萬噸の原油が、如何に高價な國防上、經濟上の價値を有するや是多言するまでもなからう。況んや石油埋藏量豊富にして有事の際資金さへかくれば年産五十萬噸百萬噸となすは易々たる事なるに於てをや

又北樺太鑛業會社の内地に送り込む二十餘萬噸の石炭も、その炭質が我

國に不足する優良のコークス炭であつて、これは軍需工業の中心的材料たる製鐵工業の絶對必要品として、同炭が、八幡製鐵所に、或は釜石、室蘭其他の製鐵所に供給されつゝある事實を見れば、時局柄その經濟的價値が多大なるを知ることが出來やう。吾人をして言はしむれば、北樺太の石油と石炭とは今日ではもう我が非常時燃料經濟上、不可缺の二大要素となつて了つたのである。此重大なる企業をこゝまで仕上げるためには、大正九年尼港に於て流した、我同胞の高價な血の犠牲を始め、北樺太派遣軍當時費した多額の國帑、基本條約交渉と、利權契約交渉、年々改訂される勞働團體契約、北樺太石油試掘利權の延長協定などと共に、前にも書いた北樺太の言語に絶する自然的、地理的惡條件と、ソ聯側よりする各種壓迫に對する血みどろの苦闘が顧られねばならぬ。兎まれ、北樺太の二大利權企業を今日あらしむるために、わが國家と國民との拂つた犠牲は決して小さく

評價さるべきものではないのである。この事は我政府も會社當局も、國民も共に心の底深く肝に銘じておかねばならぬ點である。否單に我が國內の認識だけでは足りない。何よりも先づソヴェート政府當局並にソ聯國民に一層徹底した認識を、常住不斷持たして置くべき緊要事なのである。

四 ソ聯の抗日政策の槍玉に

然るに事實は如何？ ソ聯政府とソ聯國民の我北樺太二大利權の據つて立つ立脚點と、その意義に對する認識は最近著しく狂ひを生じて來てゐる。北樺太利權が如何に確乎不拔の法的根據をもつてゐるか？ 又それが如何に我が國家經濟上重要な意義をもち、従つてこれが徹底的な彈壓、權益の侵害といふことが、日本の側からの猛反撥を受けずに出来るものでないといふことを、ソ聯政府當局は全く理解しないかの如く、その彈壓振りは實

に傍若無人である。

彈壓と權益侵害の實例については後述するが、一昨年十一月日獨防共協定を締結した頃から徐々に強まつて、昨年三月頃に至りソ聯政府當局の北樺太利權企業に對する壓迫は、目に見えて辛辣となり、爾來時を逐ふて深刻化して來てゐる。

勿論以前にもソ聯官憲の兩利權企業に對する彈壓の事實は存しなかつた譯ではない。否時として見兼ねるやうな不當措置なども、現場官憲其他によつて爲されたことも一再にとゞまらな。だが以前の利權企業彈壓は、未だ今日のそれほど極端なものでもなければ、又中央政府の命令系統に發する計畫的なものでもなかつた。現に一九三六年十一月日獨防共協定の締結された直前には、北樺太石油會社との間に、同社多年の懸案たりし試掘利權期限の五ヶ年延長に關する協定なども調印され、假りにそれがソ聯一

流の高等政策的打算から割り出されたものにせよ、この分野における一種の妥協的雰囲気すら感受されたものである。

然るに日獨防共協定に、非常な怒りと痛みとを感じたソ聯は、すでに妥結ずみの日ソ漁業條約の調印を拒否すると共に、北樺太兩社の利権企業にも政治的、經濟的若しくは司法的な壓迫手段を採用し始めるに至つた。ソ聯は日獨防共協定がコミンテルン乃至ソ聯の、支那、西班牙、佛蘭西等における赤化煽動並びに反日獨政策への自衛的必要から、全く受身の立場で結ばれたといふ事實を無視し、極端な反撥的態度に出で、日本反對の方針を全面的に強化した。この點で最も狙はれ易い立場に置かれたのが、漁業及北樺太利権企業の如き、ソ領内日本人の經濟的權益である。殊に北樺太利権企業は、ソヴェート官憲の直接監視下に、苛酷極まるソヴェート法規の適用を受け、而もソ聯従業員數千人の雇傭義務を負はされて經營されて

あるだけに、彈壓の觸手は蛸魚の脚どころではなく、到るところ無數に延ばされてゐるわけである。

昨年に入つて以後兩社に加へられた經濟的、或は人事的壓迫は、時と共に露骨、深刻を加へ、兩社とも企業の遂行上重大なる障害にぶつかり、共に企業を大縮少するのやむなきに至つた。殊に打撃の深い北樺太鑛業會社の如き、企業の繼續が不可能の状態となつたので、社業の一時的停止とも見るべき極度の縮少を行ふ外なき状態に立ち至つた。即ち操業中の五つの坑の中第七坑の一部を申し譯的に作業繼續する外、他は全部採炭作業を中止し、従つて労働者の如きも平時日ソ人合計一千七百名を算するものを現在は僅かに一割弱の百五十八人を使用するに過ぎない實狀となつた。斯くの如き結果に立ち到つた原因は大體二つに歸する事が出来る、即ちその一つは故なくしてゲベウのために盛んに逮捕投獄され、生命財産の安全保

障を完全に脅かされたため、日本人従業員は現場で忠實に働く意志を喪失し歸國を希望する者續出したのである。誠に無理もないことである。又他の一つはソ聯が基本條約を蹂躪し、利權契約の條項に違反して、無暗に企業の遂行を、妨害するため、収益どころか、仕事をすればする程損害が莫大であるといふ皮肉な状態を現出したため、會社でも採算上、操業の繼續が不可能となつたのである。

實際上の企業中止！

これはあまりにも極端な事態であり、由々しい事實である。

一體日ソ基本條約は、どこに物を言つてゐるであらうか？ 我が政府當局は、かゝる重大事態に直面して、果して有効適切な對策を樹立し、それを実現しつゝあるのであらうか？ 我國民はどの程度までこの事實を知りかゝる國家的重大問題に關心を拂ひつゝあるであらうか？

日ソ基本條約議定書乙の第七項において、ソヴェート政府は、我が北樺太利權企業が、収益的經營を、事實上不可能に陥らしめるやうな如何なる課税又は制限をも加へないことを保障してゐる。同じく第八項においてソヴェート政府は、我が北樺太利權企業に對し、一切の適當なる保護及び便益を供與すると固く約束してゐるのである。

これは同利權の性質や發生の意義から言つて、當然な保障であり、誓約である。

ところが現前の事實は果して何うであらう？

ソ聯政府は、日ソ基本條約を完全に蹂躪し、一片の反古と化し去つて、企業の収益的經營を事實上不可能ならしめるやうな制限乃至暴壓を遠慮なしに加へてゐるではないか！ 又一切の適當なる保護及び便益を供與するなど美しい誓約をなして置きながら、保護と便益の代りに、迫害と打撃

をのみ供與してゐるではないか！

二〇

五 北樺太石油への暴壓の實例

北樺太石油會社についてソ側暴壓の實例の二三を擧げて見やう。

一、殆んど理由らしい理由なくして無辜の我が同胞、而かも現場の監督、支所長、社員等責任ある地位にある者が、ソ聯官憲のため起訴もしくは逮捕され、苛酷極まる刑罰に處せられつゝある。一例を引けば會社用の輕便列車で、日本人である車掌が自分の過失故に墜落死亡したといふので、谷川運輸係長が責任を問はれ、二ヶ年半の重禁錮の判決を受け其後許されたに不拘今尙行衛不明である。又昨年十一月カタングリ油田の會社倉庫に火災が起つたため、居合せた同社々員日本人連は直ちに消火にあつたところ、「その行爲が怪しい」といふので、全員ゲベウの手に檢

擧され數日の後歸したが更に二人は今尙亞港へ連行監禁されてゐる。かくの如く謂はれなくしてソ聯官憲の人權蹂躪に逢ひ、單に北樺太の牢獄のみならず海峽を越へた尼港や哈府の牢獄から遠く中央亞細亞、北露コミ共和國等にまで送られ、苛酷なる囚役勞働等に追ひ廻されてゐる我等の同胞が數人あるといふ事實を知つて、誰か憤激の情を禁じ得やう。

二、昨夏ソヴェート官憲は、不都合にも企業の原動力たるべく、現場に送り込まれる邦人勞働者七百四十七名の適法による渡航を阻止妨害したため、昨年度の現場作業は、全般的に大手違を生じ、これがため會社の受けた經營上の損害は莫大である。

三、會社は利權契約に規定された權利によつて、昨年から採油開始のカタングリ油田から海岸を経て沖合の船着場に通ずる鐵管の敷設を申請したところ、ソ聯は今尙約半年近くも言を左右にして許可を與へなかつたた

二一

め、同油田のタンクは充滿して溢れ出したので、七月末遂に採油を中止するに至つた。一方同油田に於ける會社の貯油タンク建設作業にも無法極まる妨害を加へる等採油及建設事業の齟齬によよ被害は少額でない。四、會社は昨年四月、事業材料及従業員用の必要物資送込みのため、例年通り配船計畫を立てたが、ソ政府が同年に限り船舶の各支所立寄りを禁じたため、配船その他に重大な手違ひを生じ、單に傭船料のみにも數十萬圓の損害を受けた。

五、北樺太石油従業員並に家族の生活必需品たる食料品、物資輸入に苛辣なる干渉を加へ、輸入總額の大削減、輸入品種の大制限等を加へたる上に、モスクワ重工業人民委員部、現場のソ聯鑛山監督、駐日ソ聯通商代表部の物資輸入に對する連絡は圓滑を欠ぎ、中央にて許可したるものを、現場にて指令未着の故に輸入を拒否し、或はすでに現地に到着したるもの

を日本に逆送するの餘儀なきに至らしめ、或は一部沒收する等横暴を極め、果ては冬季越年従業員への十分に於て圓滑なる配給を保障し能はざる状態を現出しつゝある。會社側がこの全責任をソ聯政府にありと警告したのは當然であるが、然も尙逆にソ側組合よりは其不足の故を以て訴へんとして居る。之は正に人道上的大問題であることを忘れてはならぬ。六、石油會社が、試掘計畫上の絶対必要に基き、一九三二年七月の試掘に關する基本協定を楯に、カタングリ及び南バターシンの試掘計畫變更を申請せるに對して、ソ政府は言を左右にして遂にこれを認可せず今日に遷延してゐる。

七、日ソ基本條約の規定に依據するオハの日本無線電信所を、ソ官憲は突如封印し、使用を禁止するに至つたが、之に伴ふ會社側の不便は大きく、彼れの條約違反は全く言語同斷である。

六 北樺太石炭利権は危機に頻す

以上は石油利権に對する暴舉彈壓の唯一部分の例にすぎないが、北樺太鑛業會社に對するソ聯官憲の不法彈壓は、更に深刻惡辣を極めてゐる。その實例はあまりに多きに過ぎて、何から擧げていゝか、選擇に迷つて了ふ程である。左記は同社がその企業に致命的打撃を蒙つた實例中の一、二である。

(一)、法規の曲解や、證人に對する偽證の強要等によつて裁判に際し、利権會社の敗訴を企てるのはソ聯裁判所の常套手段ではあつたが、近來會社の事業全般に對して、強壓の手を極度に加へ來れるソ聯官憲は、會社の高級職員に對して、天災、又は被害者の重大なる過失や反則に基く不祥事件の責任者として起訴禁足を命じて體刑を課した。即ち相見、菅原の兩氏は三年の重禁錮に處され、尾島技師及小林技手は各懲役三年を科刑

された。又亞港出張員の馬場氏同事務員眞島氏及マーチ抗木主任の川瀬氏は、スパイといふあらゆる罪名を被せられ、投監されるに至り、其他起訴禁足處分を受けてゐる者十數名に及んでゐる。輩下露人労働者の不可抗力か又は純過失による事故のために責任を無理強ゐされて、懲役二年、三年といふ重罪に問はれ、時としてはスパイの名によつて收容されるのであるから、従業員が作業責任の地位に就くことを忌避し、遂に労働者に至るまで現場にとゞまることを欲せず、退職歸國を願出るのは當然の成行である。右歸國者の交代として、企業各部門の責任者は素より労働者といへども急速にこれを補充することは實際上不可能である。これこそは北樺太鑛業會社が、企業に大縮小を加へ事實上の操業中止を行ふに至つた主要原因である。

(二)、日本人勞務者の雇入は、利権契約第二十五條に規定されたる會社當

然の権利であるのに、ソ聯はこれを無視し、一九三七年度邦人石炭積取
 其他の入夫四百七十五名の入國申請に對して僅かに百二十三名を許可し
 次いで百六十名を追加許可したが、百九十二名は遂に不許可のまま、航海
 期を經過して了つた。この労働人員不足と現場渡航の著しい澁滞のため、
 會社の配船計畫にも齟齬を來しドイエ炭坑の石炭積込、坑内作業の大手
 違は勿論ウラヂミロヴスキー炭坑の開發工事の如き中止の已むなきに至
 り、會社の受けた損害は莫大であつた。

一方又會社の募集に應じて各府縣より集つた労働者は、すでに家業を抛
 ち、渡樺準備を了し、乗船を待機中であつたが、右渡航遅延及び不許可
 のため、甚しい迷惑を蒙り、生活の脅威を受けたるもの、その家族共合
 計一千數百名の多數に達し、ソ聯の不法行爲が、邦人に與へた打撃の廣
 範圍なるを知るに足るであらう。

(三)、爆薬及雷管は、採炭、掘進、保坑等全坑内作業の絶対必需品であり、
 炭坑の生命的資材である。然るにソ聯では爆薬を輸入禁制品としてゐる
 ため、會社は不當極まる高價と輸送手續の煩瑣とを忍んで、年來ソ聯品
 を使用し來つてゐるが、ソ聯は故意に之が供給を澁滞させ、例へば一九
 三六年には三月五日モスクワに電信注文したものが、幾回となき催促に
 も拘らず、六ヶ月餘を経た八月末漸く現場に着荷し、その間爆薬缺乏の
 ため會社は豫定計畫の遂行に重大なる障碍を受けた。
 然るに昨一九三七年には、一月八日に注文し輸送促進のため態々社員を
 浦汐に特派したにも拘らず、爆薬の着荷は又もや半歳以上遅延し雷管八
 萬發に至つては、四月八日モスクワ工場を積出し、六月浦汐に到着した
 まゝ、幾度交渉するも遂に今日に至るも發送されず、之がため坑内作業に
 大齟齬を來しその被害は甚大なるものがある。

(四)、日本から現場への物資の輸入及び配給品の値段に關するソ聯官憲の干與の範圍は、利權契約に明示されてゐるにも拘らず、從來會社が企業の運営上絶対に必要な物品の輸入を申請したる場合、品種の削除、數量の制限、値段の干渉等妨害的行爲を敢てし來つたが、一九三七年には、この傾向が劃期的に極端となつた。即ちソ聯の現地鑛山署長は、日本人従業員的生活必需品が單に食料品のみでない事は判り切つてゐるにも拘らず、食料品以外の日用品は一切輸入を許可せず、甚しきに至つては駐日ソ聯通商代表部の正式許可を得て積出した物品を、現地のソ聯税關が、利權契約に違反して通關を拒絶した。又沒收や日本への積戻し、或は保税倉庫での果物の腐敗等擧げ來れば、實に莫大な品目と數量に上り、爲めに現地労働者の生活上の缺乏不便は深刻を極め、多數の病人まで簇出するに至つた。萬國労働者の祖國と僭稱する彼等の宣傳と實踐との相違

や偽瞞振りを暴露するものでなくて何であらう。

(五)、次に會社が日本から輸入して、ソ聯人従業員に販賣する物資は、物資缺乏のソ國に於て彼等が絶対入手しえざる良質、珍品揃ひであるが、ソ聯官憲は之又利權契約に違反して、昨年は配給値段を前年の三分の一乃至七分の一といふ極端な安値に低下せしめたため、會社の損失は此分野においても甚大であつた。

(六)、北樺太石油と言はず、石炭と言はず利權企業に従事するソ聯労働者及家族は、ソ聯國營企業よりもその待遇が良好なため、喜んで業に服し生活を享樂しつゝあるにも拘らず、ソ聯労働組合は、會社との間に結んだ労働團體契約の改訂を年々主張し、賃銀の不當値上げを始め、會社の經濟を全く無視するが如き過大な要求を固執するのが常例である。殊に一九三六年の改訂交渉では一層此傾向が甚しく會社は隱忍に隱忍を重ね

賃銀値上げを始め殆んど組合案其の儘を承認したにも拘らず組合は不合理至極にも次から次に要求を増大して、會社虐めの態度に出て若し會社にして之を容れなければ、立ちどころにストライキを指令すべしなどと威赫的言辭を弄し、その傲慢不遜の態度は言語に絶した。結局石油會社では折衝九ヶ月の後一九三七年五月多大の不利を忍んで改訂を纏めたが鑛業會社では交渉停頓を重ね一年七ヶ月を費して尙ほ妥結に至らず、代表は遂に已むを得ず昨年末モスクワを引揚げて來た様な次第である。

(七)、之は石油會社に於ても同斷であるがソ聯労働者は、團體契約及び内部管理規則に定められたる労働規律を遵守しない不埒者が尠くない。然るに現地の労働組合は、會社の懇望にも拘らず労働規律の肅正に對して何等の積極的援助を與へないばかりでなく、却つて之等規律違反の惡質労働者を不當に擁護し、反對に會社の立場を理解し、或はその善良なる

性質の故に勤勉、忠實に働くソ聯労働者に對しては、「日本資本家のスタハノフ」などと稱して排斥、壓迫に努め、そのために北樺太を追はれたる者、甚しきに至つては、最近の流行語である日本スパイ、トロツキーストなどの冤罪を被せられて、大陸に追放されるか、或は甚しきに至つては、逮捕監禁することすら珍らしくない。

(八)、物資の缺乏、道德觀念の頹廢、利權業者への敵意等のため、北樺太利權地に於ける盜難事件は實に夥しく、石炭利權關係の盜難のみにて昨年だけで、會社及個人を通じ、七八十件にも上り而も犯人檢舉、盜品の返還を見たのは十數件に過ぎないそうである。それもソ聯民警が自發的に行動して犯人を檢舉したものは極めて少なく、日本人側で現行を押えるとか、退引ならぬ證據を擧げて檢舉を迫つた場合に限られてゐるとの事である。殊に奇怪に堪へないのは明かに會社のマークの付いた盜難品

たる機械部分品や大工用具や坑内安全燈、シヤベル、鶴嘴等が、ソ聯國營炭坑に使用されてゐること、又會社員の使用してゐた高級スキー用具が盗まれて出て來ないと思つたら、〇〇〇將校がその贓品を使用してゐたなど、いふ怪訝な事實もあるとか聞いてゐる。

七 盜人猛々しきソ聯への反駁

前掲の如き、ソ聯官憲乃至勞働組合による暴壓の累積のため、會社は、苦心經營十餘年の事業が、繼續不能の状態となり、遂に昨秋第七坑の一部を残して全部操業を中止し、常時一千七百人（其中ソ聯人一千一百人）の従業員に家族を含む五千人の人口を、現在では百五十八人（家族とも五百人）即ち、十分の一以下への大縮減を斷行、涙を吞んで再起の機會を待つこととなつたのである。之は全くソ聯側の日ソ基本條約及び利權契約違反

に基く彈壓、暴舉の結果であることは、凡そ常識の所有者ならソ聯人でも認めてゐるのに、盜人猛々しいと言ふか、ソ聯政府は、昨年十月一日付をもつて利權會社に重大警告を發し、かゝる事業の中止的大縮小が、利權契約の違反であり、損害賠償を會社に要求するの權利を留保するなどと、厚顔無耻な通告を重工業人民委員の名に於て發して來た。

このことは現にモスクワに於て日ソ間の外交交渉となつて居るが、北樺太石油會社及鑛業會社では、既にソ聯の不當彈壓の事實を縷々説明したる反駁書を重工業人民委員部に交付した。兩社共回答の趣旨は全く同様であるがその内鑛業會社の分は大體次の様なものであると聞き及んで居る。

ソ聯への反駁要旨

「抑々帝國の利權企業が其の確固たる根柢を日ソ基本條約に有すること及

産業成立の根本精神が彼我兩國間の經濟上の關係を促進し、以て兩國の融和親善に資せんとするに在る事は、ソ側の夙に熟知する所である。而して同條約附屬議定書によりて、作業は収益的經營を事實上不可能ならしむることあるべき如何なる課税又は制限をも加へらるゝことなきを保證せられ且つソ側は我企業に對し、一切の適當なる保護及便益の供與を約し、加之利權契約前文に於ても特に基本條約議定書乙に基き云々の字句を挿入し、以て我利權がソ聯邦の一般利權法に依る利權と異なる特殊の權利なることを明かにしてゐる。右の如くソ側は我利權企業に對し充分なる保護助長を加ふべき筋合であつて、ソ側の我企業に對する有らゆる措置は、凡て此の根本精神に立脚すべきこと言を俟たざる所である。

然るに地方官憲は、右條約の根本精神を尊重せずして上述の如く或は多數日本人從業者に對し苛酷なる起訴收監を敢てし、或は利權契約の條項に

違反して企業の順當なる進捗を阻止する等事毎に利權作業の遂行を不可能ならしむる様な措置に出でたため、會社は遺憾ながら遂に自己の本意に反して、今次事業縮小を斷行するの己むなきに至つたのである。

從て事業縮小によつて生じた一切の結果は凡てソ側之が責任を負擔すべきものであつて、會社が其の責任を負ふべき何等の理由を認むる事は出來ぬ。寧ろ反對に會社は利權契約第六條によつて事業縮小に基く有らゆる損失に付てソ側に對し之が賠償を要求するの權利あるものと確信し、一切の求償權を留保するものである。尙今後ソ國官憲が我利權企業の正當なる運営を可能ならしむる措置に出づるに於ては、會社は何時にても事業復活の用意あることを茲に表明する。

誠に理義明白な反駁的解答である。然るに右兩社の回答書に對してはソ側はまだ何等の返事も寄越さぬそうである。こゝに一例を引かう。

或る所に一人の忠實にして勤勉なる農夫があつて、彼は農耕の収益的經營を保證し、一切の保護及び便益を供與する旨の地主との契約書に基き、荒蕪の地を苦心開拓し、土地の稔りはどうか彼の口を糊することが出来るやうになつた。然るに性惡の地主は契約期間も未だ四分の一に充たないのに、この開墾土地から農夫を驅逐する意圖の下に、契約に現れた収益的經營の保障、保護便益の供與どころか、農夫をして耕作不能に陥らしむるやうな種々雜多の惡質なる妨害、壓迫を加へ出し、農夫が忍苦努力の末、漸く播種栽培すると、今度はその耕農物を滅茶滅茶に荒しまわり、農夫の陳情抗議も聞かばこそ、今度は不良の手を借りて農夫の身體にまで危害を加へるので遂に農夫は自己の意志と怠慢ではなく、地主の意志と侵害によつて企業不能の状態に陥つた。すると地主はそこに現れて何故作業をつけないんだ。作業中止の責任はお前にある。サア損害を賠償しろ！」と威

丈高に怒鳴り出したとする。

この場合、地主の不當をなぢり抗議する農夫が無理で、地主が道理か。正義と人道の通用する人間の世界でなら問題にはならぬ筈である。ソヴェート政府、果して人間的道義の世界に住むてゐるやと反問したくなる。尤もあのスターリンの肅清工作と名づくる、長年間苦闘を共にし來つた同志國家の最高功勞者への假借するところなき殺戮振りを見てゐると、そこに現れた政治的必要などでは説明しがたいものがあり、やはり、彼等と我等との人間的道義觀や、人間的信義の觀念の根本的相違といふこと以外には解釋のしやうがないのである。

ソ聯國內の殺戮については、それが如何に人間の道を踏みはずしてゐても、他國內の事であつて、我々の干涉すべき筋合ひではない。然しながら我が重大權益である北樺太石油、石炭利權企業が無慈悲にして酷烈なる彈

歴に對しては、日ソ基本條約と、利權契約の違反の名に於て斷乎として抗議しなければならぬ。我が政府と國民の面目の上からも、亦實害の點からも斷じて黙過すべきところではない。

八 わが對ソ利權絶滅がソ聯の意圖

ところでこゝに當然起つてくる疑問は、ソ聯の北樺太利權彈壓は、如何なる意圖から出て來てゐるか？ それは何を目的としてゐるか？ といふことである。如何に道義感や正義感が食違つてゐるとはいつても、これだけの事をするには、そこに何か目的がなければならぬ筈である。

第一に露骨に目につくのは、ソ聯領内から日本人の全企業を完全に驅逐しいはゆる日本の據點をソ領から抜き取つて了はうとの意圖である。日ソの關係は、一九二五年の日ソ復交後、小康を得て來たが、一九二八年の日

本共產黨事件や、同年のソ聯五ヶ年計畫開始による國內資源の自力開發への轉換、換言すれば外國利權の追ひ出し政策の露骨なる採用、越えて一九三一年の滿洲事變、三五年のコミンテルン第七回大會における反日決議と實動、一九三六年の日獨防共協定等を経て加速度に惡化の道を進んで來た一九三七年は、この點で一層劃期的な年であつた。即ち年初早々ソ聯邦を悲惨な空氣に彩つた並行本部陰謀事件では、明確に日本の對ソ・スパイ行為が捏造され内外に宣傳された。六月には黑龍江乾岔子島において、大規模の國境紛争事件が勃發し、日ソ關係は一觸即發の危機に曝されるに至つた。七月蘆溝橋事件に端を發する日支の戦争は、それがソ聯の支那に對する抗日、赤化活動の最大結實であり、且つ不可侵條約に、武器の大量提供に、ソ支の抗日提携は密接なものがあるといふ事實と、一方事變の客觀的性質そのものが、日ソ兩國の支那に對する反共、防共を看板としてのヘゲ

モニイ闘争であるといふ事實のために、日ソ關係は全面的に重大化し、兩國間の外交關係は氷點以下に冷却して了つた。日ソは單に武器を取らないだけで、支那を舞臺として、或は、外蒙、滿ソの國境において、或は北樺太、勘察加において、外交、經濟、思想の戦争を開始してゐるといふも過言ではない様な狀勢の展開を見るに至つた。

ソ聯による日ソ基本條約の違反行爲は、例へば第二條に保證されたる我が對ソ漁業權の侵害の上に、又第四條に規定されたる邦人のソ領内旅行、居住、營業の自由、生命財産の保護の完全なる不履行に、或は、第五條による共產主義宣傳禁止の違反に、更には又日本人への極東ソ領資源開發・利權許與を明文化せる第六條の空文化等にすでに久しい以前から曝露され來つたところであつたが、三七年に入つて彼れの條約違反行爲はますます露骨且つ大膽不敵となり、前掲の如き北樺太二大利權企業への彈壓は、空

前の激烈さと深刻さとを加ふるに至つた。

即ち基本條約の議定書(乙)に定義されたる北樺太利權企業への誓約は徹底的にソ聯によつて踏みにぢられたのである。オデッサ、ノーウオシビルスクにおける帝國領事館の強制閉鎖、邦人官吏、民間業者の査證拒否、沿海州、勘察加方面公海における日本漁船多數の拿捕等いづれも皆昨年度に起つたソ聯の條約違反乃至日本人暴壓の現れである。

ソ聯はすでに早くから日ソ開戦を不可避と見て、その準備に汲々としてゐる。そして昨年においてはそれが愈々露骨となつた。

ソ聯は先づソ領内の日本人企業乃至營業のうち、最も抵抗の弱いと思はれるところから手を着け始めた。即ち浦潮において二十年來營業をつゞけ來れる商船組に對する彈壓がそれである、その彈壓の仕方は、全く目的のために手段を選ばぬ程の露骨なもので、先づ商船組の社員を次ぎ次ぎに捏

造せるスパイ容疑に引かけて、或はゲベウの手に逮捕投獄し、或は日本に追放し、最後に浦潮商船組の營業權を剝奪してこれを清算して了つた。ソ領大陸において残されたる我が唯一の經濟的據點は、かくして驅逐されてしまつたのである。これと前後して浦潮に個人的に在住せる日本人數名も全部スパイの容疑を受け、收監されて了つた。

第二に狙はれたものが、北樺太鑛業會社の石炭利權である。石油利權に對する彈壓も併行的に行はれ、その被害は相當深刻であること、前掲の如くである。ソ聯は北樺太から先づ鑛業會社の石炭利權を驅逐し、わが重要な經濟的據點を抜き去らうと虎視眈々狙いをつけて來たが、これは昨年中の強襲、暴壓によつて可なりの程度に成功したと言はなければならぬ。會社が經營不能に陥り、一時的ながら操業を九分通り中止したことは、正にそれを裏書きするものである。

石炭利權に次いで、ソ聯が狙ひをつけてゐるのは石油利權である。たゞ石炭利權、石油利權といふも、その利權企業の生成の過程、法理的根據、(日ソ基本條約、同議定書、利權契約、團體契約等)はいづれも同様同種のものであり、國家利權的意義において優劣のあらう筈はない。然るにソ聯は、石炭利權の背後には、より多く三菱資本があり、石油利權の背景にはより多く日本の海軍があるやうに考へてゐるので、その背景への考慮から先づ石炭利權を犠牲にせんとしてゐるのであらうと私は判斷する。

石油利權に次いで、最後に残るソ領内の權益は、云ふまでもなく漁業である。北樺太利權企業に對するほど深刻ではなくともすでに開始されてゐるソ聯の我漁業權益への壓迫は、そのアクテヴィテイに多少の強弱はあらうとも、今後全面的に強化せられるであらうことだけは覺悟しなければならぬ。樞府の御諮詢を経て、すでに最高の我が國內手續きを完了せる日ソ

漁業條約妥結案が一昨年と、昨年と二回も彼によつて調印を蹴られ、一年間の暫定協定によつて漸く局面を糊塗してゐる重大事實や、昨一九三七年度北洋漁場におけるソ聯官憲の我が漁業に對する壓迫の強化は、この豫想の單なる杞憂に非ざるを裏書きしてゐる。この分野でも我々國民は十分の覺悟を要すること多言するまでもなからう。

ソ聯は正に日ソ間の經濟斷交を企圖して居り、我が對ソ經濟分野に對する彈壓の仕方は、實に計畫的且つ策謀的である。

浦潮商船組の既に抹殺された現在、ソ聯の計畫的彈壓は今北樺太利權企業に集中されてゐると云ふことが出來やう。ソ聯は、五ヶ年計畫による國內資源の自力開發への轉向當時、その根柢の深さの故に驅逐出來なかつた我が北樺太の二大利權企業を、爾來約十年を遅れた今日の機會において完全に驅逐せんとしてゐるのである。

九 防共協定への犬糞的報復

北樺太利權企業彈壓の第二の意圖は、日獨防共協定乃至日伊防共協定への犬糞的報復である。

前掲の如く日獨防共協定が、ソ聯の挑戰に對する自衛的結論として、締結されたにも拘らず、この事實に大きな脅威を感じたソ聯は、ますます逆恨みの態度に出で、自己の權力の届く範圍において鬱憤を晴すべく努め出したのである。その目標に選ばれたのが、北樺太利權企業であることは、利權企業への彈壓の強化された時期が、恰かも日獨防共協定の締結以後であつたことによつても察知しうるであらう。

ソ聯はその領土内における邦人利權企業や漁業を不法壓迫して、報復的快感を味ふと共に、かゝる彈壓が起るのも結局は、日本政府が防共協定を

結んだためであるとの感情を利権業者たちに起させ、日本國內輿論の分裂を企圖してゐるかも知れないが、之は利権業者の怒りが完全にソ聯政府に向けられてゐることによつて全く逆効果となつてゐる。

十 日獨スパイの政治的詐術も一因

北樺太利権企業が、空前の弾壓下にさらされてゐる真相の中には、今一つの理由がある。

それはスターリンが國內の未曾有の肅清工作を合理化し、戦時體制を強化する政治的詐術として發明した日獨スパイ、トロツキイ・ブハリン狩りである。ジノヴィエフ、カリーメネフ等の所謂合同本部陰謀事件においては、これをトロツキイ及び獨逸ヒットラー政権と結びつけ、それにつゞくピヤタコフ、ラデツク等の併行本部陰謀事件においては、遂に日本をも、

この「光榮」ある政治的詐術の仲間入りさせるに至つた。爾來トハチエフスキイ元帥事件から、最近のカラハン、ユレネフ等外交官彈壓に至るまで日獨のスパイ、反革命トロツキイ主義者の名を冠して片つ端から逮捕銃殺してゐる。

前記の如き巨頭のみにとゞまらず、日獨スパイの冤罪によつて犬の如く殺された有名無名の犠牲者は、幾千幾萬とも知れない。極東ソ領においても鐵道關係者、漁業關係者、新聞關係者、北樺太利権關係者を始め多數のソ聯官吏、技術家、要人が日本のスパイ、トロツキイ派の罪名を被せられ大量逮捕銃殺された。北樺太オハ油田地域のソヴェート議長、國營石油トラスト社長、副社長、外交代表、税關長、亞港のサガレン州執行委員會議長代理、國營石炭トラスト社長、技師長、炭坑長等及鑛山署長は三代引續きいづれも拘禁されたのである。彼等が昨年日本利権への彈壓強化以前にお

いて、利権業者に對する態度が微温的であり、或は協調的でありすぎたなどといふことも、日本スパイの名による拘禁の一つの理由となつてゐる。

従つて日本人と關係の深い北樺太において、ソ聯官吏乃至一般ソ聯人が日本人との接觸を怖れることは想像以上である。そこにゲペウの監視の目が光り、中傷の種子が蒔かれるからである。

その結果として、北樺太においては、ソ聯官吏にせよ、労働組合員にせよ、日本人を苛め、利権業者を壓迫することが、唯一の保身術となつてゐる。オハヤ亞港におけるソ聯人の反日態度、民衆に對する反日教育は徹底的で、子供の喧嘩にすら「お前は日本人と知合ではないか」といふことが一番ひどい悪口であり、痛いところを突く言葉となつてゐる有様である。従つて彼等は内心、ソ聯側に非のあることを十二分に知りつくしながらも一身の安全を計るためには、利権業者に對して沒義道を徹さなければなら

ない破目となる。

中央政府の計画的な日本利権侵害政策に加へて、現場官憲の保身術故の沒義道的態度が深刻に織りこまれて、利権企業の蒙る實害は、更に更に彌まさつてくるのである。「日獨スパイ」も中央政府の政治的詐術から出發してゐるのであるから、ソ聯の北樺太利権彈壓は、完全に中央政府、即ちスターリン獨裁政權の意圖から出た、而かも中央、地方一體の計画的行爲であることが、明確に認識されるであらう。

十一 ソ聯は對日戦争を怖れてゐる

計画的行爲であるだけに、彼等の彈壓の仕方は相當政治的考慮をめぐらされ、複雑味を帯びてゐる。例へば、無辜の日本人拘禁や、起訴、判決等が、あまりに酷烈、惡質すぎるため、日本關係官民の怒りがそれに向つて

激發するやうな場合には、ソ聯はこれを釋放する等のことによつて、一寸讓歩的と思はれる態度に出て、巧みに肩すかしを喰はせるのである。正に虐々實々の戦法であり、ソ聯得意の術策である。

然し、こゝに見逃しがたい重點と考へられるのは、北樺太利權への全面的強襲の間にも、ソ聯が日本の鋭鋒を巧みに外らすための、肩すかしの戦法を時々併用するといふ右の事實である。これはソ聯が日ソの斷交、日ソ危機の急速なる激發を内心で深く怖れてゐることと、現在の程度の彈壓では未だ最後の危機には至らぬとの一見矛盾した觀念を藏してゐることを示唆するものと思ふ。

素人目には、ソ聯がかくも計畫的に北樺太利權の彈壓を始め、反日的態度をとるからには、彼が今日すでに内心「いつでも掛かつて來い。」「飛行機でも軍艦でも持つて來い」といふ對日即戰の肚を極めてゐるためであら

うと映ずるかも知れない。

然し事實は正にその反對である。完全なる言論統制下に反日、侮日の逆宣傳のみ聽かされてゐるソ聯の大衆はいざ知らず、少くともスターリン始めソ聯の最高指導者たちは、日支事變に際して示されつゝある日本軍の強大なる武力、銃後の舉國的支持の威力を知つてゐる。日支事變が日本軍の大勝利のうちに進捗し、北支、内蒙に反ソ親日の新政權が生れ、日獨伊防共協定が成立した今日、ソ聯は斷じて日ソ即戰に勝味を感じてゐない。殊に自國內の相剋、所謂肅清の名によつて知られる國內の弱點、不安定が明るみに曝され、英、米、佛との合縱連衡に何等の確實なる見透しもつかず、益々國際的孤立に陥りつゝある状態において、彼が日本に一戰を挑む自信の無いのは判り切つてゐる。乾岔子島事件にも日支事變にも立證されるやうに、彼れの對日政策は開戰の時期を出來るだけ先に押し延ばし、そ

の間に自國の戰時體制を確立することである。

従つてソ聯の北樺太利權彈壓も、この程度では未だ日ソ危機に轉化しないといふ一種の安心感と、かゝる彈壓、據點の抜き取りを通じて自國の戰時體制を一時も早く樹立しやうといふところに、その眞意を發見することが出来るのである。

十二 隱忍自重はもう十分だ

然し、ソ聯は往々にして他國の情勢判断を誤り、資本主義諸國の弱點を過大に評價する缺點をもつてゐる。

日本は成程今支那事變の解決に忙しい。然しながらそのためにソ聯が、火事泥的に北樺太二大利權企業を搔掠はうとでも考へてゐるなら、それはソ聯の大きな誤算である。日本は尼港事件の代償であり、日ソ基本條約の

明文に昭々たる我が北方の重大權益を、ソ聯のために蹂躪され、それで泣寢入りするやうな脆弱にして無性格な國家ではない。他國の權益侵害に對して或程度の隱忍自重はすることがあつても、結局は斷乎として反撃を加へ、權益の防衛をなし、理非曲直を明示しうる國家であることは、遠くは日清、日露の兩大戰から、滿洲事變、支那事變等歴史の確證するところである。否他國の非行、侵犯に對して重大なる反撃を加へた實例は、昨夏乾岔子島の紛争事件において、ソ聯自身が體驗し、心膽を寒うしたところではないか！

北樺太利權企業にするソ聯の彈壓行爲、その基本條約違反に對しては、日本は今日まで餘りに隱忍自重しすぎた傾向がある。少しソ聯を甘やかし過ぎた。

支那やソ聯のやうな國家に對しては、隱忍自重はむしろ百害あつて一利

もない。現に滿ソ國境方面の紛争にあつては、日本は從來あまりに自重的であつたために、ソ聯は日本の實力を過少に評價し、日本與し易しと言つたやうな嘗めた態度を取つて來た事がある。それが乾岔子島事件において、從來と態度一變し、ソ聯兵の不法越境に對し實力の發動によつて徹底的な反撃を加へ、敵砲艇を撃沈せしめたため、ソ聯は日本の威力を知り、國境方面においては、從來より輕舉盲動を避けるやうになつた。

十三 斷乎として北樺太の權益を護れ！

我が北樺太二大利權企業に對してソ聯の取つて來た態度は、明らかに日ソ基本條約及び利權契約の違反蹂躪であり、我が權益の侵犯である。これは飽くまでソ聯政府の非を糺し、不正に抗議して、權益侵犯前の状態に復歸せしむべきである。日本國家の面目にかけても、斷然抗議と要求を貫徹

せしめねばならぬ。

ソ聯政府がそれでも尙日本の正當なる合法的要求に聽從せず、反省の實を示さないならば、その時こそは北樺太利權における乾岔子島事件の發生が不可避となるであらう。或はそれ以上の事態をも國民は覺悟して居なければならぬ。

日本人は決して平地に波瀾を起すやうな、馬鹿な眞似を好む國民ではない。然し條約を踏みにぢられ、重大な國家的權益を蹂躪されても尙且つ事勿れ主義に閉ぢこもるやうな怯懦な國民では斷じてない筈である。

日本人の隱忍自重にも限界があつて、もう之れ以上の自重は許さないといふことを、今日に於て、ハッキリ、ソ聯國家と國民に認識せしむべきである。我等は斷乎として、北樺太の二大權益を護る！ と斷言して此の稿の結びとする。

◇北樺太利権の法的根據

(1)日ソ基本條約

第六條 兩國間の經濟上の關係を促進する爲、又天然資源に關する日本國の需要を考慮し、ソヴェート社會主義共和國聯邦政府はソヴェート社會主義共和國聯邦の一切の領域内に於ける鑛産、森林及其の他の天然資源の開發に對する利権を日本國の臣民、會社及組合に許與するの意嚮を有す

(2)日ソ基本條約附屬議定書(乙)

ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は日本國代表者に依り、一九二四年八月二十九日聯邦の代表者に交付せられたる覺書に記載せらるゝ北サガレンに於ける油田の各の地積五割の開發に對する利権を日本國政府の

推薦する日本國當業者に許與することを約す。右開發の爲、日本國當業者に貸付せらるべき地積を決定する目的を以て、右油田の各は十五乃至四十デシヤテインの碁盤目方形に區分せらるべく、且全地積の五割に相當する右方形の數は日本人に割當てらるべし。但し右日本人に貸付せらるべき方形は、原則として相隣接すべからざるも、日本人の現に掘鑿又は作業中なる一切の坑井を包含すべきものとす。右覺書に記載せらるゝ油田中、貸付せられざる殘餘の地區に關しては、ソヴェート社會主義共和國聯邦政府が右地區の全部又は一部を外國人の利権に提供することに決するときは、日本國當業者は右利権に關する事項に付、均等の機會を與へらるべきことを約す。

二

又ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は、利権契約締結の後一年内に

選定せらるべき一千平方ヴェルストの地積に亘り、北サガレンの東海岸に於いて五年乃至十年の期間、油田を調査試掘することを日本國政府の推薦する日本國當業者に許可することを約す。又油田が日本人に依る右調査試掘の結果、確定せられたる場合に於ては、右確定せられたる油田の地積五割の開発に對する利権は日本人に許與せらるべし。

三

ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は利権契約に於いて決定せらるべき特定の地積に亘り、北サガレンの西海岸に於いて炭田の開発に對する利権を、日本國政府の推薦する日本國當業者に許與することを約す。又ソヴェート社會主義共和國聯邦政府は、利権契約に於いて決定せらるべき特定の地積に亘り、ドゥーエ地方に於ける炭田に關する利権を右日本國當業者に許與することを約す。又前二項に掲げらる、特定の地積以外

の炭田に關しては、ソヴェート社會主義共和國聯邦政府が、之を外國人の利権に提供することに決するときは、日本國當業者は右利権に關する事項に付、均等の機會を與へらるべきことを約す。

四

前諸號に規定せらる、油田及炭田の開発に對する利権の期間は、四十乃至五十年たるべし

五

日本人たる利権取得者は、右利権に對する報償として炭田の場合に於ては、其の總産額の五分乃至八分を又油田の場合に於ては其の總産額の五分乃至一割五分をソヴェート社會主義共和國聯邦政府に對し毎年提供すべし。但し自噴油井の場合に於ては、右報償は其の總産額の四割五分迄之を増加することを得

報償として提供せらるべき産額の割合は、利権契約に於いて定めらるべく、且右契約中に定めらるべき方法に依り、年産額の率に應じ差等を設けらるべし

六

右日本國當業者は、企業の目的に要する木材を伐採することを、且交通並に物資及生産物の運輸を容易ならしむる爲、諸般の施設を爲すことを許さるべし。

七

前記の報償に關し、又企業が當該地區の地理上の位置及其の他の一般状態に依り受くべき不利益を考慮し右企業に要する、又は之より得たる何等かの物資又は生産物等の輸入及輸出は無税にて許可せらるべく、且右企業は其の収益的經營を事實上不可能ならしむることあるべき如何なる課税、又は制限をも加へらるることなかるべきことを約す。

八

ソヴェエト社會主義共和國聯邦政府は右企業に對し一切の適切なる保護及便益を與ふべし

九

前諸號に關連する細目は利権契約に於て協定せらるべし

昭和十三年一月二十六日印刷
昭和十三年二月一日印刷

不許
複製

【北樺太利權を護れ！】

著作者 茂森唯士

發行者 笠原直造

東京市赤坂區新町四ノ三

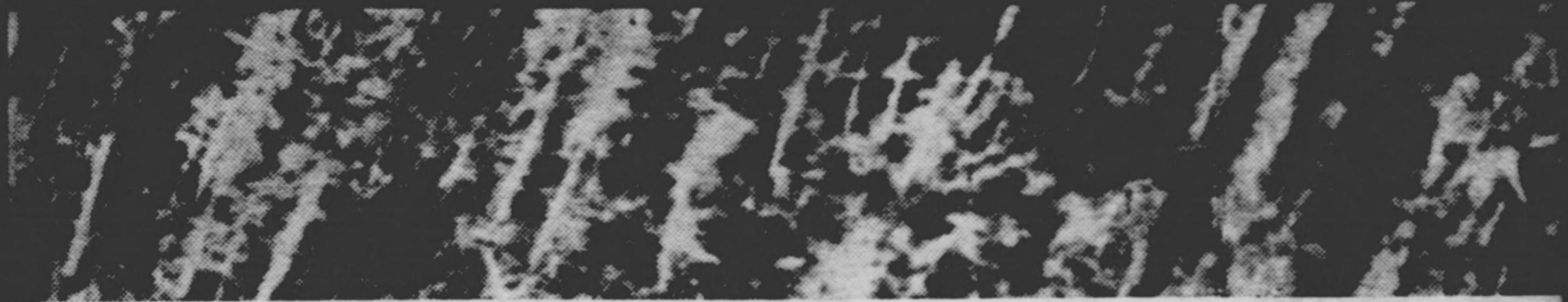
印刷所 大橋印刷所

東京市麹町區丸之内二丁目(丸ビル三階)

發行所

日蘇通信社

【電話】丸之内一九七五・二〇三三・三六二番
振替口座東京六一五〇八番



日蘇通信社版

